



かつての十和田湖と菅江真澄の残した小坂 町史編さん協力員 尾樽部 圭介(民俗担当)

私は、町史編さん協力員として、民俗編の民俗信仰、民俗知識の執筆を担当しています。民俗信仰の章の中で、既刊『小坂町史』にはなかった「十和田湖を中心とした信仰(十和田信仰)」について記しました。信仰が残る当時の十和田湖の様子を伝える資料の一つに、江戸時代の紀行家である菅江真澄が記した『十曲湖(とわだのうみ)』があります。ここでは、十和田信仰と『十曲湖』に残る近世小坂の様子について記述したいと思います。

十和田湖は、約20万年前に始まった火山活動によって生まれた湖です。長い年月をかけ、噴火と陥没を繰り返して、最後の噴火となった西暦915年に現在の形になりました。このときの噴火の様子は遠く離れた京都でも観測され、比叡山延暦寺の僧侶によって記された『扶桑略記』には、「朝日に輝きがなく、まるで月のようなだった」と記されています。八郎太郎と南祖坊の激しい闘いを描いた十和田湖伝説は、この噴火のすさまじさを表していると言えます。

十和田湖はかつてカミの山「御山」と呼ばれ、東北有数の霊山・山岳霊場でした。その開山は平安時代末期に遡るとされ、中世には修験者の修行場として知られるようになりました。江戸時代には盛岡藩の保護を受けて、人々から厚い信仰を受けるようになっていきます。山岳の険しい難所をいくつも越えてやっとたどり着けるところでありながら、休屋・休平には参詣者のための宿泊小屋が十数軒建っていたとされています。

菅江真澄は文化4年(1807)8月から9月にかけて十和田湖を訪れました。近世において十和田湖に参詣する道は五つあり、真澄がたどったのはその一つである「藤原道」でした。藤原道は、毛馬内を出発し

小坂の牛馬長根や高寺山、七滝を経て、鉛山峠を越えて湖畔へと至るルートです。大部分が樹海ラインと重なり、一部は鉛山峠の登山道として整備されているため、現在でも容易にたどることができます。真澄はこの藤原道を歩きながら、小坂の村々で見聞きした内容をスケッチとともにまとめました。

真澄は毛馬内から山越えまでの道中に、高寺山のある鳥越集落や藤原の七滝などに立ち寄っています。

高寺山では、高寺山神社の前身とされる千手観音堂に詣で、大きな桜の木に興味を示し、和歌を詠みました。次に、鴛に立ち寄った真澄は、馬の神を祀(まつ)っている社(やしろ)の様子を描写しています。勝善平(しょうぜんたい)にあったと記されていることから、現在の駒形神社と推測されます。また、鴛鉾山の逸話を村人から聞きながら、鴛の山並みを眺めています。

七滝では、二首の和歌とスケッチを残したほか、七滝に伝わる大蛇の伝説を記しています。その後は、源義家の伝説が残る「城が倉」や岩手山・岩木山・森吉山が見える「熊坂の峠」で雲海の中に現れる山の姿をスケッチしています。

十和田湖に到着した真澄は、休屋や湖の周辺の様子を記し、そこで聞いた南祖坊や八郎太郎の伝説を書き残しました。真澄は十和田湖を大層気に入ったようで、「この湖を見るならば、三・四日あったとしても足りない」と記すほどでした。

真澄の残した紀行文はスケッチも多く、当時の小坂町の様子を知るうえでまたとない資料となっています。真澄の記録とともに、小坂町の各所を訪ね歩くのも面白いかもしれません。

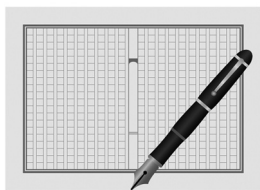
あなたの大切な自筆証書遺言を 法務局が守ります!

法務局では、本年7月10日から「自筆証書遺言書保管制度」を開始します。

遺言は、相続をめぐる紛争を防止するために有用な手段です。そして、自筆証書遺言は、自書さえできれば誰でも、いつでも、どこでも作成することができ、手軽で自由度の高い方式です。しかし、遺言者が亡くなった後、遺言書の信ぴょう性や遺言内容をめぐって紛争が生じたり、相続人が遺言書の存在に気付かないまま遺産分割を行ったりするリスクがあります。

その点、法務局における自筆証書遺言書保管制度を利用すれば、手軽で自由度が高いという自筆証書遺言の利点はそのままに、自筆証書遺言が持つリスクを軽減することができます。また、遺言者が亡くなった場合には、相続人に遺言書の内容が確実に伝わるよう、あらかじめ指定された相続人に遺言書を保管している旨を通知します。さらに、家庭裁判所の検認が不要なので、スムーズに相続手続を行えます。

詳しくは、法務省ホームページ
遺言書保管制度を検索するか
秋田地方務局大館支局
(TEL0186-42-6514)にお尋ね
ください。



新型コロナウイルス感染症にかかる 経営支援について

小坂町新型コロナウイルス感染症の影響により低下した地域経済の活性化と町内企業の事業安定さらに雇用の確保を目的とし、以下の支援を行っています。

1.小坂町新型コロナウイルス感染症対応事業継続支援金

【給付対象】「秋田県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」の給付対象となる事業主

【給付額】1事業所あたり200千円。ただし、複数事業所を有する場合は400千円を上限として給付する

【受付期限】10月30日(金)

2.小坂町雇用維持助成金

【給付対象】緊急対応期間中に国の雇用調整助成金の支給決定を受けた事業所、町内に所在する事業所の事業主

【支給額】雇用調整助成金決定額の1/9を500千円を上限で交付
【受付期限】雇用調整助成金の支給決定日から概ね1か月以内

申請・お問合わせ先 観光商工班 (TEL29-3908)

その他の支援事業やセーフティネット認定等の様式は小坂町ホームページに掲載しています。